弁護士に聞く！

THE WEEKLY PN プレスネット × ASUKA Law Office 弁護士法人あすか

ご相談に寄せられた中で、今回は離婚に関するご相談を取り上げてみたいと思います。

第1回　離婚はどうしたら成立するの？

今回の質問に回答してくださるのは…

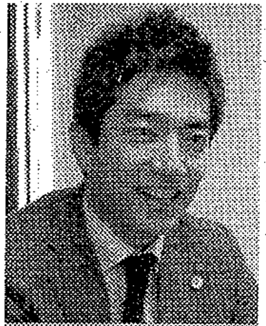

弁護士法人あすか
弁護士 今田 健太郎さん

Q 結婚して1年の男(30代)です。子どもはいません。実家近くの一軒家に妻と２人で暮らしています。最近妻から離婚を切り出されました。私には特に思い当たる理由がありません。妻に他に男性がいるといった雰囲気もありませんが、全く会話もなく、実質別居状態です。私としては別れたくないのですが、嫌いになったという理由だけで、片方は拒んでいても離婚って成立するのですか。

A 突然、離婚を切り出されて驚いていらっしゃることと思います。しかし、一方的に嫌いになった、という理由のみでは離婚することはできません。

話し合いや調停によっても、一方が離婚したくないといった場合には、最終的に裁判によるほかありません。もっとも、裁判によって離婚が認められるのは、不貞行為や暴力行為、悪意の遺棄(＝理由もなく家出を繰り返す、家計費を家に入れない、家事に協力しないなど、同居義務や協力義務に反する行為)など限定的です。しかも、これらの事実も証明責任の問題があるので、証拠が必要となります。そして、性格の不一致や、嫌いになった、という場合には、婚姻を継続しがたい重大な事情があるかどうかを裁判所が認定することになります。その場合には、別居期間が長いなど、実質的に婚姻関係が破綻(＝夫婦としての実態がない状態)していることが、客観的にも認められる状況でないと難しいものと思われます。

ご相談者の場合、結婚して１年ですので、奥様から裁判を起こされたとしても、離婚が認められることは難しいでしょう。しかし、実質的に別居が長引いている場合には、今後、やり直そうと思ってもお互いに困難になる可能性が高くなってきます。奥さんとは別れたくないが、当事者同士で話をすることが難しいのであれば、家庭裁判所に夫婦円満調停を申し立て、中立の第三者に間に入ってもらうことで、前向きな関係を築いていくのも一つの方法です。

事前にお電話でご予約ください。
ASUKA Law Office 弁護士法人あすか
〒739-0015 東広島市西条栄町10-27 栄町ビル5階
☎082-493-7100
【主な取扱業務】 http://asuka88.jp/
債務整理・一般民事・相続・交通事故・企業法務・経営再建等
【所属弁護士】今田健太郎・福田浩・髙橋浩嗣・谷脇裕子